

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(県税収入報告書)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定により県税収入報告書を作成した出納員は、会計規則第163条の規定により岩手県指定金融機関から送付を受けた歳入金月計対照表を翌月10日までに総務部長を經由して会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第4条の2 次に掲げる職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の5又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員を除く。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる出先機関（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の職員のうち、それぞれ同欄に掲げる出先機関の区分に応じ、同表中欄に定める職にある職員及び同表右欄に定める職員</p>	<p>(県税収入報告書)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第4条の2 次に掲げる職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の5又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定に基づき採用された職員を除く。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第4条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる出先機関（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の職員のうち、それぞれ同欄に掲げる出先機関の区分に応じ、同表中欄に定める職にある職員及び同表右欄に定める職員</p>												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="165 1438 304 1480">出先機関</th><th data-bbox="308 1438 469 1480">職</th><th data-bbox="472 1438 762 1480">職員</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="165 1485 304 2038">広域振興局</td><td data-bbox="308 1485 469 2038">局長及び県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長</td><td data-bbox="472 1485 762 2038"><u>税務部に勤務する職員</u></td></tr></tbody></table>	出先機関	職	職員	広域振興局	局長及び県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長	<u>税務部に勤務する職員</u>	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="852 1438 991 1480">出先機関</th><th data-bbox="994 1438 1155 1480">職</th><th data-bbox="1158 1438 1455 1480">職員</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="852 1485 991 2038">広域振興局</td><td data-bbox="994 1485 1155 2038">局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、<u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター</u>一所长</td><td data-bbox="1158 1485 1455 2038">県税部、<u>県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター</u>県税室に勤務する職員</td></tr></tbody></table>	出先機関	職	職員	広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、 <u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター</u> 一所长	県税部、 <u>県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター</u> 県税室に勤務する職員
出先機関	職	職員											
広域振興局	局長及び県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長	<u>税務部に勤務する職員</u>											
出先機関	職	職員											
広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、 <u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター</u> 一所长	県税部、 <u>県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター</u> 県税室に勤務する職員											

広域振興局 総合支局	局長及び地域 支援部長	地域支援部税務室に勤務 する職員
広域振興局 総合支局県 民センター	所長	県税の賦課徴収に関する 業務を総括する職員及び 当該業務に従事する職員
地方振興局	局長及び企画 総務部長（税 務部が置かれ る地方振興局 を除く。）	税務部又は企画総務部税 務室に勤務する職員
[略]		

(委任外事項等)

第5条 [略]

2 知事は、条例第5条第1項各号の事項（前項第1号に掲げる事項を除く。）について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。

3 [略]

(条例第16条ただし書に規定する県の機関等)

第15条の2 [略]

2 条例第16条ただし書に規定する規則で定めるものは、広域振興局及び地方振興局の税務部納税課長（盛岡地方振興局にあっては、税務部管理課長）、広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しくは県民センター所長又は企画総務部の税務室長及び岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第25条の2 [略]

2 局長は、条例第9条第2項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないこと）の通知書（様式第22号の5）により当該申請書に通知しなければならない。

(差押又は領置物件等の還付)

第27条 徴税吏員は、国税犯則取締法（明治33年法律第67号。以下「国犯法」という。）第7条第4項の規定により差押物件又は領置物件を還付し、又は同法第19条の規定により解除を命ぜられた差押物件を還付するときは、差押・領置物件還

[略]		

(委任外事項等)

第5条 [略]

2 知事は、条例第5条第1項各号の事項（前項第1号に掲げる事項を除く。）について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。

3 [略]

(条例第16条ただし書に規定する県の機関等)

第15条の2 [略]

2 条例第16条ただし書に規定する規則で定めるものは、広域振興局県税部納税課長（盛岡広域振興局にあっては、県税部納税室管理課長）及び県税部県税センター納税課長並びに経営企画部県税室長及び経営企画部地域振興センター県税室長（宮古地域振興センターにあっては、県税室納税課長）並びに岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第25条の2 [略]

2 局長は、条例第9条第2項の規定による申請書を受理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかったときは、その旨を徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないこと）の通知書（様式第22号の5）により当該申請者に通知しなければならない。

(差押又は領置物件等の還付)

第27条 徴税吏員は、国税犯則取締法第7条第4項の規定により差押物件又は領置物件を還付し、又は同法第19条の規定により解除を命ぜられた差押物件を還付するときは、差押・領置物件還付請求書（様式第55号）を徴さなければならない。

付請求書（様式第55号）を徴さなければならない。

（犯則取締りに関する文書の様式）

第28条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 国犯法第7条第1項	[略]	
[略]		
3 国犯法第19条	[略]	
[略]		

別表第4（第54条関係）

身体障害者等の区分	1 身体障害者		2 戦傷病者		3 精神障害者	4 知的障害者
	(1) 本人が運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	(1) 本人が運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合		
障害の区分	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合
[略]	[略]				[略]	[略]
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	[略]				[略]	[略]

[略]

様式第1号（第3条関係）

（犯則取締りに関する文書の様式）

第28条 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。

条 項	書類の様式	様式番号
1 国税犯則取締法第7条第1項	[略]	
[略]		
3 国税犯則取締法第19条	[略]	
[略]		

別表第4（第54条関係）

身体障害者等の区分	1 身体障害者		2 戦傷病者		3 精神障害者	4 知的障害者
	(1) 本人が運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	(1) 本人が運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合		
障害の区分	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合
[略]	[略]				[略]	[略]
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	[略]				[略]	[略]
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	[略]	[略]

[略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

振興局 \_\_\_\_\_ (単位 円)

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

[略]

振興局 \_\_\_\_\_ (単位 円)

[略]

様式第 5 号ア (第 7 条関係)

[略]	[略]	[略]				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">_____ 振興局出納員 様</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	_____ 振興局出納員 様	[略]	
[略]						
[略]						
_____ 振興局出納員 様						
[略]						
	(広域振興局等保管)					

様式第 5 号イ (第 7 条関係)

[略]	[略]	[略]				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">_____ 振興局出納員 様</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	_____ 振興局出納員 様	[略]	
[略]						
[略]						
_____ 振興局出納員 様						
[略]						
	(広域振興局等保管)					

[略]

広域振興局 \_\_\_\_\_ (単位 円)

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

[略]

広域振興局 \_\_\_\_\_ (単位 円)

[略]

様式第 5 号ア (第 7 条関係)

[略]	[略]	[略]				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">_____ 広域振興局出納員 様</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	_____ 広域振興局出納員 様	[略]	
[略]						
[略]						
_____ 広域振興局出納員 様						
[略]						
	(広域振興局保管)					

様式第 5 号イ (第 7 条関係)

[略]	[略]	[略]				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">_____ 広域振興局出納員 様</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	_____ 広域振興局出納員 様	[略]	
[略]						
[略]						
_____ 広域振興局出納員 様						
[略]						
	(広域振興局保管)					

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 5 号キを様式第 5 号クとする。

様式第 5 号カ中 「

主管部名	
------	--

」 を 「

主管部等名	
-------	--

」 に、「(広域振興局又は地方振興局保管)」を「(広域振興局保管)」に、

「

主管部名	
------	--

」 を 「

主管部等名	
-------	--

」 に、「振興局長」を「広域振興局長」に改め、同様式を様式第 5

号キとする。

様式第 5 号オ中 「

主管部名	
------	--

」 を 「

主管部等名	
-------	--

」 に、「(広域振興局又は地方振興局保管)」を「(広域振興局保管)」に、

「

主管部名	
------	--

」 を 「

主管部等名	
-------	--

」 に、「振興局長」を「広域振興局長」に改め、同様式を様式第 5

号カとする。

様式第5号エ中 「

主管部名	
------	--

」 を 「

主管部等名	
-------	--

」 に、「(広域振興局又は地方振興局保管)」を「(広域振興局保管)」に、  
「

主管部名	
------	--

」 を 「

主管部等名	
-------	--

」 に、「振興局長」を「広域振興局長」に改め、同様式を様式第5

号オとする。

様式第5号ウ中「

振興局出納員
--------

 様」を「

広域振興局出納員
----------

 様」に、「広域振興局等記載欄」を「広域振興局記載欄」に、「(広域振興局等保管)」を「(広域振興局保管)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号エ (第7条関係)

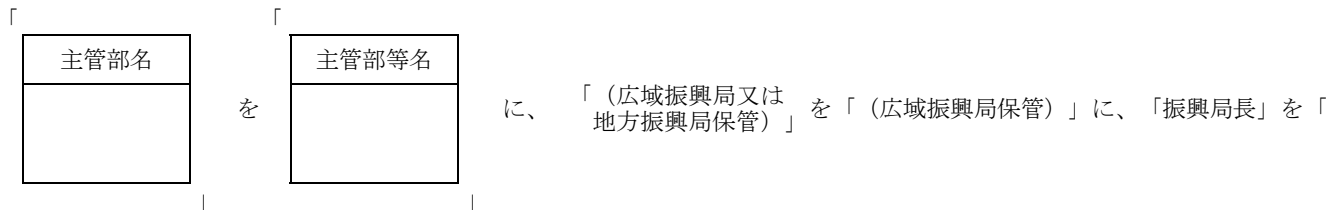
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">77</span> <span>年度 岩手県</span> <span>領収済通知書</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">                 通常払込料金 加入者負担             </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>都道府県</td><td>岩手県</td><td>都道府県コード</td><td></td><td>合計金額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>加入者名</td><td>口座番号</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>収納機関番号</td><td>納付番号</td><td>確認番号</td><td>納付区分</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>一般会計</td><td>年度</td><td colspan="2"></td><td>主管部等名</td><td></td></tr> <tr> <td>納付日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td colspan="2"></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">34</span> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>延滞金</td><td>納付コード</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>支払期日</td><td></td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>税額</td><td>円</td><td>延滞金</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>税額</td><td>円</td><td>延滞金</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>加算金</td><td>円</td><td>重</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>円</td><td colspan="4"></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; width: 80%;">                 納税者             </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <p>(広域振興局保管)</p> </div> </div>	都道府県	岩手県	都道府県コード		合計金額	円	加入者名	口座番号					収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分			一般会計	年度			主管部等名		納付日	年	月	日			延滞金	納付コード					支払期日						税額	円	延滞金	円			税額	円	延滞金	円			加算金	円	重	円			合計	円					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年度</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 公             </div> </div> <p style="text-align: center;">納付書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>都道府県</td><td>岩手県</td><td>都道府県コード</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">一般会計</td></tr> <tr> <td>加入者名</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>納付番号</td><td>確認番号</td><td>納付区分</td><td></td></tr> <tr> <td>税額</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>延滞金</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>税額</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>延滞金</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>加算金</td><td>円</td><td>重</td><td>円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>納期限</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>納付指定日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>納税者</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>主管部等名</td><td colspan="3">領収日付印</td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>(金融機関保管)</p> <p style="font-size: 8px;">(ゆうちょう銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)</p> </div> </div>	都道府県	岩手県	都道府県コード		一般会計				加入者名	口座番号			納付番号	確認番号	納付区分		税額	円			延滞金	円			税額	円			延滞金	円			加算金	円	重	円	合計	円			納期限	年	月	日	納付指定日	年	月	日	納税者				主管部等名	領収日付印			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年度</span> <span>領収証書</span> </div> <p>納税者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>都道府県</td><td>岩手県</td><td>都道府県コード</td><td></td></tr> <tr> <td>納付番号</td><td>確認番号</td><td>納付区分</td><td></td></tr> <tr> <td>税額</td><td>円</td><td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>税額</td><td>円</td><td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>加算金</td><td>円</td><td>重</td><td>円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>納期限</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>納付指定日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>領収日付印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div> <p>(納税者保管)</p> </div> </div>	都道府県	岩手県	都道府県コード		納付番号	確認番号	納付区分		税額	円	延滞金	円	税額	円	延滞金	円	加算金	円	重	円	合計	円			納期限	年	月	日	納付指定日	年	月	日
都道府県	岩手県	都道府県コード		合計金額	円																																																																																																																																																							
加入者名	口座番号																																																																																																																																																											
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																																																									
一般会計	年度			主管部等名																																																																																																																																																								
納付日	年	月	日																																																																																																																																																									
延滞金	納付コード																																																																																																																																																											
支払期日																																																																																																																																																												
税額	円	延滞金	円																																																																																																																																																									
税額	円	延滞金	円																																																																																																																																																									
加算金	円	重	円																																																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																																																											
都道府県	岩手県	都道府県コード																																																																																																																																																										
一般会計																																																																																																																																																												
加入者名	口座番号																																																																																																																																																											
納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																																																										
税額	円																																																																																																																																																											
延滞金	円																																																																																																																																																											
税額	円																																																																																																																																																											
延滞金	円																																																																																																																																																											
加算金	円	重	円																																																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																																																											
納期限	年	月	日																																																																																																																																																									
納付指定日	年	月	日																																																																																																																																																									
納税者																																																																																																																																																												
主管部等名	領収日付印																																																																																																																																																											
都道府県	岩手県	都道府県コード																																																																																																																																																										
納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																																																										
税額	円	延滞金	円																																																																																																																																																									
税額	円	延滞金	円																																																																																																																																																									
加算金	円	重	円																																																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																																																											
納期限	年	月	日																																																																																																																																																									
納付指定日	年	月	日																																																																																																																																																									

縦 11.4 センチメートル、横 35.6 センチメートル

改正前	改正後																		
<p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ <u>振興局出納員</u> 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ <u>振興局長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第7号の2（第9条の2関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略] _____ <u>振興局長</u> 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	_____ <u>振興局出納員</u> 様	_____ <u>振興局長</u>	[略]	[略]	[略]	[略] _____ <u>振興局長</u> 様	[略]	[略]	<p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ <u>広域振興局出納員</u> 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第7号の2（第9条の2関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略] _____ <u>広域振興局長</u> 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	_____ <u>広域振興局出納員</u> 様	_____ <u>広域振興局長</u>	[略]	[略]	[略]	[略] _____ <u>広域振興局長</u> 様	[略]	[略]
[略]																			
_____ <u>振興局出納員</u> 様																			
_____ <u>振興局長</u>																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
[略] _____ <u>振興局長</u> 様																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
_____ <u>広域振興局出納員</u> 様																			
_____ <u>広域振興局長</u>																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
[略] _____ <u>広域振興局長</u> 様																			
[略]																			
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

様式第8号アを削る。

様式第8号イ（表）中

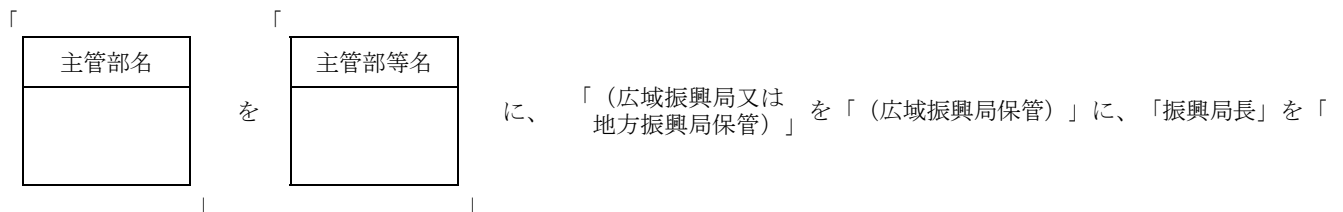


広域振興局長」に改め、同様式（裏）中「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に、「、広域振興局総合支局若しくは地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター」に改め、同様式を様式第8号アとする。

様式第8号ウ中「振興局長」を「広域振興局長」に、「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に改め、同様式を様式第8号イとする。

様式第8号エ中「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に、「、広域振興局総合支局若しくは地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター」に、「振興局長」を「広域振興局長」に改め、同様式を様式第8号ウとする。

様式第8号オ（表）中

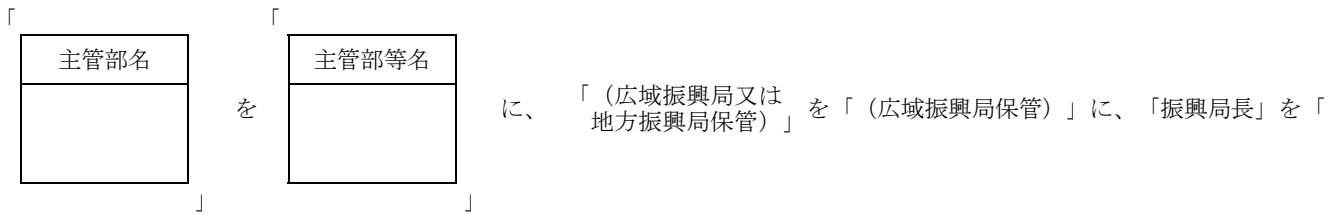


広域振興局長」に改め、同様式（裏）中「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に、「、広域振興局総合支局若しくは地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター」に改め、同様式を様式第8号エとする。

様式第8号カ（表）中「振興局長」を「広域振興局長」に改め、同様式（裏）中「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「

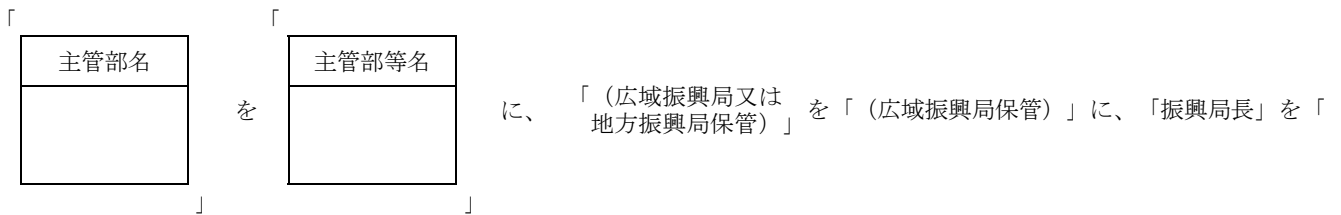
の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に改め、同様式を様式第8号オとする。

様式第8号キ（表）中



広域振興局長」に改め、同様式（裏）中「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に、「、広域振興局総合支局若しくは地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター」に改め、同様式を様式第8号カとする。

様式第8号ク（表）中



広域振興局長」に改め、同様式（裏）中「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に、「、広域振興局総合支局若しくは地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター」に改め、同様式を様式第8号キとする。

改正前	改正後				
<p>様式第8号の2（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">振興局長 氏 名 印</p> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u>で納付してください。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">教示</td> <td> <p>1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p>	教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>	<p>様式第8号の2（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>広域振興局長</u> 氏 名 印</p> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>で納付してください。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">教示</td> <td> <p>1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p>	教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>
教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>				
教示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この納税の告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>				



様式第9号（第11条関係）

[略]

[略]

[略]
[略]
振興局出納員 氏 名 印

様式第9号（第11条関係）



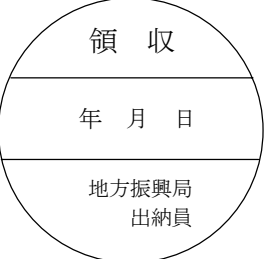


[略]

[略]

[略]
[略]
広域振興局出納員 氏 名 印

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第9号の2中「振興局出納員 様」を「広域振興局出納員 様」に、「振興局出納員 氏 名 印」を「広域振興局出納員 氏 名 印」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第9号の3（第11条関係）</p> <p>領収印</p> <p>1 広域振興局の例</p>  <p>直径2.5センチメートル</p> <p>2 <u>広域振興局総合支局</u>の例</p>  <p>直径2.5センチメートル</p> <p>3 <u>地方振興局</u>の例</p>  <p>直径2.5センチメートル</p> <p>4 [略]</p>	<p>様式第9号の3（第11条関係）</p> <p>領収印</p> <p>1 広域振興局の例</p>  <p>直径2.5センチメートル</p> <p>2 <u>広域振興局県税部県税センター又は経営企画部地域振興センター</u>の例</p>  <p>直径2.5センチメートル</p> <p>3 [略]</p>

様式第9号の4（第11条の4関係）

[略]

振興局出納員 様

振興局長

[略]

様式第11号（第13条関係）

[略]	
[略]	
<u>振興局長</u> 氏 名 関	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]	
[略]	
<u>振興局長</u> 氏 名 関	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]
[略]
<u>振興局長</u> 氏 名 関
[略]

様式第9号の4（第11条の4関係）

[略]

広域振興局出納員 様

広域振興局長

[略]

様式第11号（第13条関係）

[略]	
[略]	
<u>広域振興局長</u> 氏 名 関	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]	
[略]	
<u>広域振興局長</u> 氏 名 関	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]
[略]
<u>広域振興局長</u> 氏 名 関
[略]

[略]

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

[略]

[略]

払込方法

1 銀行（ゆうちょ銀行を除く。）  
2 ゆうちょ銀行又は郵便局 3 信用  
金庫 4 振興局 に払い込みま  
す。

[略]

[略]

様式第15号（第16条、第25条関係）

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

[略]

様式第15号の2（第16条、第43条の3関係）

[略]

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

様式第16号（第20条関係）

[略]

[略]

振興局

[略]

[略]

様式第17号（第21条関係）

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

備考 本文中の空欄には、書類を保管している広域振興局  
、広域振興局総合支局又は地方振興局の名称を記載し

[略]

[略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

[略]

[略]

払込方法

1 銀行（ゆうちょ銀行を除く。）  
2 ゆうちょ銀行又は郵便局 3 信用  
金庫 4 広域振興局 に払い込  
みます。

[略]

[略]

様式第15号（第16条、第25条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

[略]

様式第15号の2（第16条、第43条の3関係）

[略]

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

様式第16号（第20条関係）

[略]

[略]

広域振興局

[略]

[略]

様式第17号（第21条関係）

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

備考 本文中の空欄には、書類を保管している広域振興局  
県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企

てください。

[略]

様式第18号（第22条関係）

[略]

[略]
[略]
振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第19号（第22条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 名 名	
[略]	
[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第20号（第24条関係）

[略]

備考 回は、広域振興局長又は地方振興局長の印を押印してください。

様式第21号（第24条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 名 名
[略]
[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第22号から様式第22号の3までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

画部地域振興センターの名称を記載してください。

[略]

様式第18号（第22条関係）

[略]

[略]
[略]
広域振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第19号（第22条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 名 名	
[略]	
[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第20号（第24条関係）

[略]

備考 回は、広域振興局長の印を押印してください。

様式第21号（第24条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 名 名
[略]
[略]

[略]

改正前

改正後

様式第22号の4（第25条の2関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 園	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第22号の5（第25条の2関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 園	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第23号（第25条関係）

[略]
[略]
振興局長 様
[略]

[略]

様式第24号（第25条関係）

様式第22号の4（第25条の2関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第22号の5（第25条の2関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第23号（第25条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 様
[略]

[略]

様式第24号（第25条関係）

[略]

[略]
[略]
振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第25号ア (第25条関係)

[略]

[略]
[略]
振興局長 氏 名 名 名
[略]
[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第25号イ (第25条関係)

[略]

[略]
[略]
振興局長 氏 名 名 名
[略]
[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]
[略]
広域振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第25号ア (第25条関係)

[略]

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 名 名
[略]
[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第25号イ (第25条関係)

[略]

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 名 名
[略]
[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第26号（第25条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 園	
あなたは、地方税法第11条の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければならないこととなりましたので、同封の納付（納入）書により期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、 <u>広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u> で納めてください。	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第27号（第25条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 園	
[略]	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第26号（第25条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
あなたは、地方税法第11条の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければならないこととなりましたので、同封の納付（納入）書により期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u> で納めてください。	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第27号（第25条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第27号の2（第25条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 園	
[略]	
なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、 <u>広域振興局総合支局</u> 若しくは <u>地方振興局</u> で納めてください。	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

[略]

様式第28号（第25条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 園	
[略]	
なお、 <u>繰上げ変更</u> した納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局、広域振興局総合支局</u> 若しくは <u>地方振興局</u> で納めてください。	
[略]	
教 示	1 [略]
	2 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をするこ

[略]

様式第27号の2（第25条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	
なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u> 若しくは <u>経営企画部地域振興センター</u> で納めてください。	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

[略]

様式第28号（第25条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	
なお、 <u>繰上げ変更</u> した納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u> 若しくは <u>経営企画部地域振興センター</u> で納めてください。	
[略]	
教 示	1 [略]
	2 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をするこ



等	とができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
3	[略]

[略]

様式第29号ア（第25条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	振興局長 氏 名 園
[略]	[略]
[略]	[略]
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第29号イ（第25条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	振興局長 氏 名 園
[略]	[略]
[略]	[略]

[略]

様式第30号（第25条関係）

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	振興局長 氏 名 園
[略]	[略]
教	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をするこ

等	とができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
3	[略]

[略]

様式第29号ア（第25条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	広域振興局長 氏 名 園
[略]	[略]
[略]	[略]
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第29号イ（第25条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	広域振興局長 氏 名 園
[略]	[略]
[略]	[略]

[略]

様式第30号（第25条関係）

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	広域振興局長 氏 名 園
[略]	[略]
教	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をするこ

示	とができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第31号（第25条関係）

[略]	<u>振興局長</u> 氏 名 園
[略]	

[略]

様式第33号（第25条関係）

[略]	
[略]	<u>振興局長</u> 氏 名 園
[略]	<p>なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u>で納めてください。</p>
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p>
2	[略]
[略]	

[略]

様式第34号（第25条関係）

[略]	
[略]	<u>振興局長</u> 氏 名 園
[略]	
1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受

示	とができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第31号（第25条関係）

[略]	<u>広域振興局長</u> 氏 名 園
[略]	

[略]

様式第33号（第25条関係）

[略]	
[略]	<u>広域振興局長</u> 氏 名 園
[略]	<p>なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>で納めてください。</p>
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p>
2	[略]
[略]	

[略]

様式第34号（第25条関係）

[略]	
[略]	<u>広域振興局長</u> 氏 名 園
[略]	
1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受

教 示	<p>け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p>
	2 [略]

[略]

様式第35号（第25条関係）

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第36号（第25条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 圖	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p>
	2 [略]

[略]

様式第37号（第25条関係）

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 圖	
[略]	
教	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分</p>

教 示	<p>け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p>
	2 [略]

[略]

様式第35号（第25条関係）

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第36号（第25条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 圖	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p>
	2 [略]

[略]

様式第37号（第25条関係）

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名 圖	
[略]	
教	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分</p>

示	を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を經由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第39号（第25条関係）

[略]
[略]
<u>振興局長</u> 氏 名 圖
[略]

備考 本文中の場所に係る空欄には、弁明を聴取する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の名称を記載してください。

[略]

様式第40号（第25条関係）

[略]	
[略]	
<u>振興局長</u> 氏 名 圖	
[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を經由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]	
[略]	
<u>振興局長</u> 氏 名 圖	
[略]	
[略]	[略]
払込方法	1 銀行（ゆうちょ銀行を除く。） 2 ゆうちょ銀行又は郵便局 3 信用金庫 4 <u>振興局</u> に払い込みます。

示	を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を經由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第39号（第25条関係）

[略]
[略]
<u>広域振興局長</u> 氏 名 圖
[略]

備考 本文中の場所に係る空欄には、弁明を聴取する広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターの名称を記載してください。

[略]

様式第40号（第25条関係）

[略]	
[略]	
<u>広域振興局長</u> 氏 名 圖	
[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を經由して提出してください。
2	[略]

[略]

様式第41号（第25条関係）

[略]	
[略]	
<u>広域振興局長</u> 氏 名 圖	
[略]	
[略]	[略]
払込方法	1 銀行（ゆうちょ銀行を除く。） 2 ゆうちょ銀行又は郵便局 3 信用金庫 4 <u>広域振興局</u> に払い込みます。

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第42号（第25条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">振興局長 氏 名印</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	振興局長 氏 名印	[略]	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第42号（第25条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">広域振興局長 氏 名印</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	広域振興局長 氏 名印	[略]	[略]	[略]
[略]													
[略]													
振興局長 氏 名印													
[略]													
[略]													
[略]													
[略]													
[略]													
広域振興局長 氏 名印													
[略]													
[略]													
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

様式第43号から様式第45号までの様式中「振興局長」を「広域振興局長」に、「、広域振興局総合支局又は地方振興局」を「の  
 県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に改める。

様式第46号から様式第48号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後		
<p>様式第49号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 氏 名印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>様式第49号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 氏 名印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]
[略]			
[略]			
<p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この通知書による充当処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、<u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p>	<p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この通知書による充当処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の<u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してくだ</p>		

	2 [略]
[略]	[略]

[略]  
様式第50号（第25条関係）

[略]

[略]
[略]
_____ 振興局長 様
[略]
[略]

[略]  
様式第51号（第25条関係）

[略]

[略]
[略]
_____ 振興局長 様
[略]
[略]

備考 抵当権欄には、広域振興局又は地方振興局に提供した抵当物の名称等を記載してください。

[略]

	さい。 2 [略]
[略]	[略]

[略]  
様式第50号（第25条関係）

[略]

[略]
[略]
_____ 広域振興局長 様
[略]
[略]

[略]  
様式第51号（第25条関係）

[略]

[略]
[略]
_____ 広域振興局長 様
[略]
[略]

備考 抵当権欄には、広域振興局に提供した抵当物の名称等を記載してください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第52号ア中「 \_\_\_\_\_ 振興局長 様」を「 \_\_\_\_\_ 広域振興局長 様」に、

「

備考 1 手数料として、この請求書の下欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。

ただし、証明を受けようとする税目及び年度の異なるごとに（未納額だけの証明を受けようとする場合を除く。）、400円として計算します。

2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。

収入証紙  
ち  
よ  
う  
付  
欄

を

」

<p>備考1 手数料として、この請求書の下欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。 ただし、証明を受けようとする税目及び年度の異なるごとに（未納額だけの証明を受けようとする場合を除く。）、400円として計算します。</p> <p>2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p> <p>3 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。</p>	
収入証紙はり付け欄	

改める。

様式第52号イ中

第 号	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
	振興局長 氏 名 印

第 号	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
	広域振興局長 氏 名 印

改める。

様式第52号オ中「納税証明書（交付請求書）」を「納税証明書交付請求書」に、「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に、

第 号	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
	振興局長 氏 名 印
備考	
<p>1 この請求書は、証明書を1通希望される場合は2枚、2通以上希望される場合にはその枚数に1枚を加えた枚数に記載して提出してください。</p> <p>2 手数料としてこの請求書の上部に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。</p> <p>3 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p>	

4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。

収入証紙はり付け欄		<p>備考1 手数料として、この請求書の左欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。</p> <p>2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p> <p>3 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。</p>
-----------	--	--

改め、同様式を様式第52号キとし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第52号ク（第25条関係）

納税証明書	
様	年 月 日
記	
地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額	
円	
<p>第 号</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p>	<p>広域振興局長 氏 名 印</p>
備考 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。	

(A4)

様式第52号エ中「納税証明書（交付請求書）」を「納税証明書交付請求書」に、「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に、

<p>第 号</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p>	<p>振興局長 氏 名 印</p>
備考	
<p>1 この請求書は、証明書を1通希望される場合には2枚、2通以上希望される場合には、その枚数に1枚を加えた枚数に記載して提出してください。</p>	



- 2 手数料としてこの請求書の上部に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。
- 3 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。
- 4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。

収 入 証 紙 は り 付 け 欄		<p>備考1 手数料として、この請求書の左欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。</p> <p>2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p> <p>3 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。</p>
---	--	--

改め、同様式を様式第52号オとし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第52号カ（第25条関係）

納税証明書	
様	年 月 日
<p>第 号</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p>	<p>広域振興局長 氏 名 印</p>
備考 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。	

(A4)

様式第52号ウ中「納税証明書（交付請求書）」を「納税証明書交付請求書」に、「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に、

<p>第 号</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p>	<p>振興局長 氏 名 印</p>
備考	

- 1 この請求書は、証明書を1通希望される場合には2枚、2通以上希望される場合には、その枚数に1枚を加えた枚数に記載して提出してください。
- 2 手数料として、この請求書の1通の上部に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。
- 3 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。
- 4 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。

を

」

「

収 入 証 紙 は り 付 け 欄		<p>備考1 手数料として、この請求書の左欄に証明書1通ごとに400円の割合による岩手県収入証紙をはってください。</p> <p>2 この請求書にはった収入証紙は、消印しないでください。消印したものは、無効になります。</p> <p>3 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。</p>
---	--	--

に

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第52号エ（第25条関係）

納税証明書	
様	年 月 日
記	
についての未納の額は、ありません。	
摘 要	
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">広域振興局長 氏 名 印</p> <p>備考 この証明書に記載されている事項は、この証明書の発行時において県税の台帳等に記載された事実に基づくものです。</p>	

(A4)

改正前	改正後
様式第53号ア（第25条関係）	様式第53号ア（第25条関係）

<p>[略]</p> <p>上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、<u>広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u>で納付してください。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>振興局長</u> 氏                      名印</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を經由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>
--	---

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]

<p>[略]</p> <p>上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局の県税</u>部、<u>県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>で納付してください。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>広域振興局長</u> 氏                      名印</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を經由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>
---	---

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]

上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

振興局長 氏 名 印

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

様式第57号（第28条関係）

[略]

[略]
岩手県知事 氏 名 印 ( <u>振興局長</u> )
[略]
[略]

備考 本文中の空欄には、納付場所である広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の名称を記載してください。

[略]

様式第58号（第28条関係）

[略]

[略]
岩手県知事 氏 名 印 ( <u>振興局長</u> )
[略]
[略]

様式第61号の2（第28条の5、第28条の7関係）

[略]

[略]
[略]
<u>盛岡地方振興局長</u> 様
[略]

上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

広域振興局長 氏 名 印

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

様式第57号（第28条関係）

[略]

[略]
岩手県知事 氏 名 印 ( <u>広域振興局長</u> )
[略]
[略]

備考 本文中の空欄には、納付場所である広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターの名称を記載してください。

[略]

様式第58号（第28条関係）

[略]

[略]
岩手県知事 氏 名 印 ( <u>広域振興局長</u> )
[略]
[略]

様式第61号の2（第28条の5、第28条の7関係）

[略]

[略]
[略]
<u>盛岡広域振興局長</u> 様
[略]

[略]
[略]
<u>盛岡地方振興局長</u> 様

[略]

様式第61号の3（第28条の5関係）

[略]

[略]
[略]
<u>盛岡地方振興局長</u> 様
[略]
[略]

[略]

様式第62号（第30条関係）

[略]

[略]
[略]
<u>振興局長</u> 様
[略]
市町村長 氏 名 園
( <u>振興局長</u> )
[略]
[略]

[略]

様式第63号（第30条関係）

[略]
[略]
<u>振興局長</u> 氏 名 園
[略]
ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u> で納付してください。
[略]

[略]

[略]
[略]
<u>盛岡広域振興局長</u> 様

[略]

様式第61号の3（第28条の5関係）

[略]

[略]
[略]
<u>盛岡広域振興局長</u> 様
[略]
[略]

[略]

様式第62号（第30条関係）

[略]

[略]
[略]
<u>広域振興局長</u> 様
[略]
市町村長 氏 名 園
( <u>広域振興局長</u> )
[略]
[略]

[略]

様式第63号（第30条関係）

[略]
[略]
<u>広域振興局長</u> 氏 名 園
[略]
ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u> で納付してください。
[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第64号から様式第67号までの様式中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
様式第68号（第34条、第39条関係）	様式第68号（第34条、第39条関係）

[略]

振興局長 氏 名 圖

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

[略]

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

振興局長 氏 名 圖

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第70号（第35条、第40条関係）

[略]

振興局長 氏 名 圖

[略]

[略]

[略]

様式第71号（第35条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 圖

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

[略]

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

広域振興局長 氏 名 圖

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第70号（第35条、第40条関係）

[略]

広域振興局長 氏 名 圖

[略]

[略]

[略]

様式第71号（第35条関係）

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

[略]

[略]

様式第71号の3 (第35条の3 関係)

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

[略]

様式第71号の4 (第35条の3 関係)

[略]

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第71号の6 (第35条の5 関係)

[略]

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

[略]

[略]

様式第71号の3 (第35条の3 関係)

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

[略]

様式第71号の4 (第35条の3 関係)

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第71号の6 (第35条の5 関係)

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 印

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第71号の8（第35条の7関係）

[略]

[略]

振興局長 氏 名 園

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第71号の8（第35条の7関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 園

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。



2	[略]
[略]	

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]
振興局長 氏 名 圖
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、 <u>広域振興局総合支局</u> 若しくは <u>地方振興局</u> で納めてください。
[略]

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局</u> 、 <u>広域振興局総合支局</u> 又は <u>地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

[略]

様式第73号（第37条関係）

[略]

[略]
振興局長 氏 名 圖
[略]

[略]

様式第74号（第37条関係）

[略]

[略]
振興局長 氏 名 圖
[略]
[略]

2	[略]
[略]	

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]
広域振興局長 氏 名 圖
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の <u>県税部</u> 、 <u>県税部県税センター</u> 、 <u>経営企画部</u> 若しくは <u>経営企画部地域振興センター</u> で納めてください。
[略]

[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部</u> 、 <u>県税部県税センター</u> 、 <u>経営企画部</u> 又は <u>経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

[略]

様式第73号（第37条関係）

[略]

[略]
広域振興局長 氏 名 圖
[略]

[略]

様式第74号（第37条関係）

[略]

[略]
広域振興局長 氏 名 圖
[略]
[略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第75号（第38条関係）

[略]

[略]	<u>振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		
[略]		

[略]

様式第75号の2（第38条の2関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
<u>振興局長</u> 様	[略]
[略]	[略]

[略]

様式第75号の3（第38条の2関係）

教 示	[略]
	[略]
	<u>振興局長</u> 氏
	名 圖
	[略]
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第75号（第38条関係）

[略]

[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		
[略]		

[略]

様式第75号の2（第38条の2関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
<u>広域振興局長</u> 様	[略]
[略]	[略]

[略]

様式第75号の3（第38条の2関係）

教 示	[略]
	[略]
	<u>広域振興局長</u> 氏
	名 圖
	[略]
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第75号の4（第40条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 圖
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

様式第76号（第40条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 圖
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u> で納付してください。
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
2 [略]
[略]

様式第77号（第40条関係）

[略]

様式第75号の4（第40条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 圖
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

様式第76号（第40条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 圖
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u> で納付してください。
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2 [略]
[略]

様式第77号（第40条関係）

[略]

[略]	岩手県知事 氏	名 圖
[略]	( <u>振興局長</u> )	
[略]		

[略]

様式第78号 (第40条関係)

[略]

[略]	振興局長 様			地方振興局	[略]
[略]	[略]	コード等			
[略]	[略]				

[略]

様式第78号の2 (第40条関係)

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第79号 (第41条関係)

[略]	<u>振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		
教 示		
1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。	
2	[略]	

[略]

様式第80号 (第42条関係)

[略]

[略]	<u>振興局長</u> 氏	名 圖
-----	---------------	-----

[略]

[略]	岩手県知事 氏	名 圖
[略]	( <u>広域振興局長</u> )	
[略]		

[略]

様式第78号 (第40条関係)

[略]

[略]	広域振興局長 様			広域振興局	[略]
[略]	[略]	コード等			
[略]	[略]				

[略]

様式第78号の2 (第40条関係)

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第79号 (第41条関係)

[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		
教 示		
1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。	
2	[略]	

[略]

様式第80号 (第42条関係)

[略]

[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名 圖
-----	-----------------	-----

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納めてください。

[略]

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第80号の2（第42条の2関係）

[略]

[略]	
[略]	[略]
_____ <u>振興局長</u> 様	
[略]	

[略]

様式第80号の3（第42条の2関係）

[略]	
[略]	
_____ <u>振興局長</u> 氏	_____ 名 圖
[略]	
教 示 1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局</u> 又は <u>地方振興局</u> を経由して提出してください。

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第80号の2（第42条の2関係）

[略]

[略]	
[略]	[略]
_____ <u>広域振興局長</u> 様	
[略]	

[略]

様式第80号の3（第42条の2関係）

[略]	
[略]	
_____ <u>広域振興局長</u> 氏	_____ 名 圖
[略]	
教 示 1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u> 又は <u>経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。

2 [略] [略]	2 [略] [略]
--------------	--------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第81号から様式第82号イまでの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
様式第83号（第43条関係） [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             [略]  <u>振興局長</u> 氏 名 園              [略]           </div> [略]	様式第83号（第43条関係） [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             [略]  <u>広域振興局長</u> 氏 名 園              [略]           </div> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第83号の2から様式第85号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後				
様式第85号の2（第43条関係） [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             [略]  <u>振興局長</u> 氏 名 園              [略]           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">教 示</td> <td style="padding: 5px;">               1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。                 2 [略]             </td> </tr> </table> </div> [略]	教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。  2 [略]	様式第85号の2（第43条関係） [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             [略]  <u>広域振興局長</u> 氏 名 園              [略]           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">教 示</td> <td style="padding: 5px;">               1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。                 2 [略]             </td> </tr> </table> </div> [略]	教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。  2 [略]
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。  2 [略]				
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。  2 [略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第86号、様式第88号及び様式第89号の様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後				
様式第89号の2（第43条の2関係） [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             [略]  <u>振興局長</u> 氏 名 園              [略]           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="padding: 5px;">               この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事対             </td> </tr> </table> </div>	1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事対	様式第89号の2（第43条の2関係） [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             [略]  <u>広域振興局長</u> 氏 名 園              [略]           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="padding: 5px;">               この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事対             </td> </tr> </table> </div>	1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事対
1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事対				
1	この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事対				

教 示	して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第89号の3（第43条の3関係）

[略]

振興局長 名 図

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]	[略]
	<u>振興局長</u> 氏 名 図
	[略]
	<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u>で納付してください。</p>
	[略]
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p>
	2 [略]
	[略]

[略]

様式第90号（第44条関係）

[略]	[略]
	<u>振興局長</u> 氏 名 図
	[略]
	[略]

教 示	して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第89号の3（第43条の3関係）

[略]

広域振興局長 名 図

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]	[略]
	<u>広域振興局長</u> 氏 名 図
	[略]
	<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>で納付してください。</p>
	[略]
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p>
	2 [略]
	[略]

[略]

様式第90号（第44条関係）

[略]	[略]
	<u>広域振興局長</u> 氏 名 図
	[略]
	[略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第91号（第49条、第52条関係）

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第92号（第46条関係）

[略]

[略]	
振興局長 氏 名 園	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第98号（第51条関係）

[略]

[略]	[略]
振興局長 氏 名 園	
[略]	

[略]

様式第99号（第52条関係）

[略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第91号（第49条、第52条関係）

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第92号（第46条関係）

[略]

[略]	
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第98号（第51条関係）

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 氏 名 園	
[略]	

[略]

様式第99号（第52条関係）

[略]



[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第100号 (第52条関係)

[略]	
[略]	
振興局長 氏	名 函
[略]	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第101号 (第52条関係)

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第102号 (第52条関係)

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第106号 (第52条、第63条関係)

[略]	
[略]	
振興局長 氏	名 函
[略]	
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又</p>	

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第100号 (第52条関係)

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏	名 函
[略]	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第101号 (第52条関係)

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第102号 (第52条関係)

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第106号 (第52条関係)

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏	名 函
[略]	
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又</p>	

は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第108号（第55条、第65条関係）

[略]

[略]

振興局長 氏 名 園

[略]

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第111号（第58条関係）

[略]

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

様式第112号（第58条関係）

は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第108号（第55条、第65条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 園

[略]

[略]

教 示 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第111号（第58条関係）

[略]

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

様式第112号（第58条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 園
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局</u> 又は <u>地方振興局</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

様式第113号（第59条関係）

[略]
振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第114号（第59条関係）

[略]
[略]
振興局長 様
[略]

[略]

様式第115号（第59条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 園
[略]

[略]

様式第116号（第59条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 園
年 月 日付で徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第95条第4項の規定により

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 園
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部</u> 、 <u>県税部県税センター</u> 、 <u>経営企画部</u> 又は <u>経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

様式第113号（第59条関係）

[略]
広域振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第114号（第59条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 様
[略]

[略]

様式第115号（第59条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 園
[略]

[略]

様式第116号（第59条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 園
年 月 日付で徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第95条第4項の規定により

取り消したので、地方税法第125条第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納めてください。

[略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第117号（第59条関係）

[略]

[略]	
[略]	[略]
_____ <u>振興局長</u> 様	
[略]	

[略]

様式第118号（第59条、第68条関係）

[略]

\_\_\_\_\_ 振興局長 様

[略]

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
[略]		<u>盛岡地方振興局税務部</u> （税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、 <u>税務部分室</u> ）
		納税通知書を送付

取り消したので、地方税法第125条第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第117号（第59条関係）

[略]

[略]	
[略]	[略]
_____ <u>広域振興局長</u> 様	
[略]	

[略]

様式第118号（第59条、第68条関係）

[略]

\_\_\_\_\_ 広域振興局長 様

[略]

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
[略]		<u>盛岡広域振興局県税部</u> （税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、 <u>県税部分室</u> ）
		納税通知書を送付

	<u>した広域振興局、 広域振興局総合支 局又は地方振興局</u>
--	---

2・3 [略]

様式第119号（第59条、第68条関係）

[略]

[略]	
[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
[略]		<u>盛岡地方振興局税 務部</u> （税の申告の 際に免除申請をす る場合にあつては 、 <u>税務部分室</u> ） 納税通知書を送付 した <u>広域振興局、 広域振興局総合支 局又は地方振興局</u>

2 [略]

様式第120号（第59条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 印
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日ま でに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機 関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関

	<u>した広域振興局の 県税部、県税部県 税センター、経営 企画部又は経営企 画部地域振興セン ター</u>
--	--

2・3 [略]

様式第119号（第59条、第68条関係）

[略]

[略]	
[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
[略]		<u>盛岡広域振興局県 税部</u> （税の申告の 際に免除申請をす る場合にあつては 、 <u>県税部分室</u> ） 納税通知書を送付 した <u>広域振興局の 県税部、県税部県 税センター、経営 企画部又は経営企 画部地域振興セン ター</u>

2 [略]

様式第120号（第59条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 印
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日ま でに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機 関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関

又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

教 示  
1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第121号（第60条関係）

[略]

[略]

振興局長 氏 名 園

[略]

教 示  
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第121号の2（第62条関係）

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

[略]

様式第121号の3（第63条の2関係）

[略]

振興局長 氏 名 園

又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

[略]

教 示  
1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

[略]

様式第121号（第60条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 氏 名 園

[略]

教 示  
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

様式第121号の2（第62条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

[略]

様式第121号の3（第63条の2関係）

[略]

広域振興局長 氏 名 園

[略]

[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第121号の4（第63条の3関係）

[略]

[略]	
[略] _____振興局長 様	[略]
[略]	

[略]

様式第121号の5（第63条の3関係）

[略]

[略]	
[略] _____振興局長 様	[略]
[略]	

[略]

様式第121号の6（第63条の3関係）

[略]

[略]	
振興局長 氏 名 圖	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第121号の4（第63条の3関係）

[略]

[略]	
[略] _____広域振興局長 様	[略]
[略]	

[略]

様式第121号の5（第63条の3関係）

[略]

[略]	
[略] _____広域振興局長 様	[略]
[略]	

[略]

様式第121号の6（第63条の3関係）

[略]

[略]	
広域振興局長 氏 名 圖	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第121号の7から様式第121号の9までの様式中「

振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
様式第121号の10（第63条の3関係）	様式第121号の10（第63条の3関係）
[略]	[略]
[略]	[略]
<u>振興局長</u> 氏 名 圖	<u>広域振興局長</u> 氏 名 圖
[略]	[略]
教 示	教 示
<p>1 この処分に不服がある場合は、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>
[略]	[略]
様式第121号の11（第63条の3関係）	様式第121号の11（第63条の3関係）
[略]	[略]
[略]	[略]
<u>振興局長</u> 氏 名 圖	<u>広域振興局長</u> 氏 名 圖
[略]	[略]
<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u>で納付してください。</p>	<p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>で納付してください。</p>
[略]	[略]
教 示	教 示
<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p>



2	[略]
[略]	

[略]

様式第121号の12（第64条の2 関係）

[略]

[略]	<u>振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		

[略]	
-----	--

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第122号の2（第65条関係）

[略]

[略]	<u>振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		

おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納めてください。

[略]	
-----	--

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

2	[略]
[略]	

[略]

様式第121号の12（第64条の2 関係）

[略]

[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		

[略]	
-----	--

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第122号の2（第65条関係）

[略]

[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名 圖
[略]		

おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納めてください。

[略]	
-----	--

教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第122号の3（第65条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 園
[略]
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

様式第122号の4ア（第65条関係）

[略]
[略]
振興局長 氏 名 園
[略]
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

[略]

様式第122号の3（第65条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 園
[略]
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

様式第122号の4ア（第65条関係）

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 園
[略]
[略]
教 示
1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
2 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第122号の4イを次のように改める。

様式第122号の4イ（第65条関係）

自動車税課税免除承認通知書	自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)
様	

に係る 年度分の自動車税の課税免除に  
ついて、岩手県県税条例第 条の の規定に該当するの  
で承認します。

年 月 日  
広域振興局長 氏 名 印

登録番号	
納税証明書 有効期限	年 月 日

年 月 日  
広域振興局長 氏 名 印

改正前	改正後														
<p>様式第123号ア（第65条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>振興局長 氏 名 印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、<u>広域振興局総合支局</u>若しくは地方振興局で納めてください。</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教 示</td> <td>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>又は地方振興局を経由して提出してください。</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	振興局長 氏 名 印	[略]	教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局</u> 又は地方振興局を経由して提出してください。	2 [略]	<p>様式第123号ア（第65条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興局長 氏 名 印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u>若しくは<u>経営企画部地域振興センター</u>で納めてください。</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教 示</td> <td>1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u>又は<u>経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	広域振興局長 氏 名 印	[略]	教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u> 又は <u>経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。	2 [略]
[略]															
[略]															
振興局長 氏 名 印															
[略]															
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局、広域振興局総合支局</u> 又は地方振興局を経由して提出してください。														
	2 [略]														
[略]															
[略]															
広域振興局長 氏 名 印															
[略]															
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った <u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部</u> 又は <u>経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。														
	2 [略]														
<p>様式第123号イ（第66条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 この処分に不服がある場</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	[略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 この処分に不服がある場</td> </tr> </table>	[略]	1 この処分に不服がある場	<p>様式第123号イ（第66条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 この処分に不服がある場</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	[略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 この処分に不服がある場</td> </tr> </table>	[略]	1 この処分に不服がある場						
[略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 この処分に不服がある場</td> </tr> </table>	[略]	1 この処分に不服がある場												
[略]															
1 この処分に不服がある場															
[略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 この処分に不服がある場</td> </tr> </table>	[略]	1 この処分に不服がある場												
[略]															
1 この処分に不服がある場															

合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を經由して提出してください。

振興局長 氏

名印

2 [略]

合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。

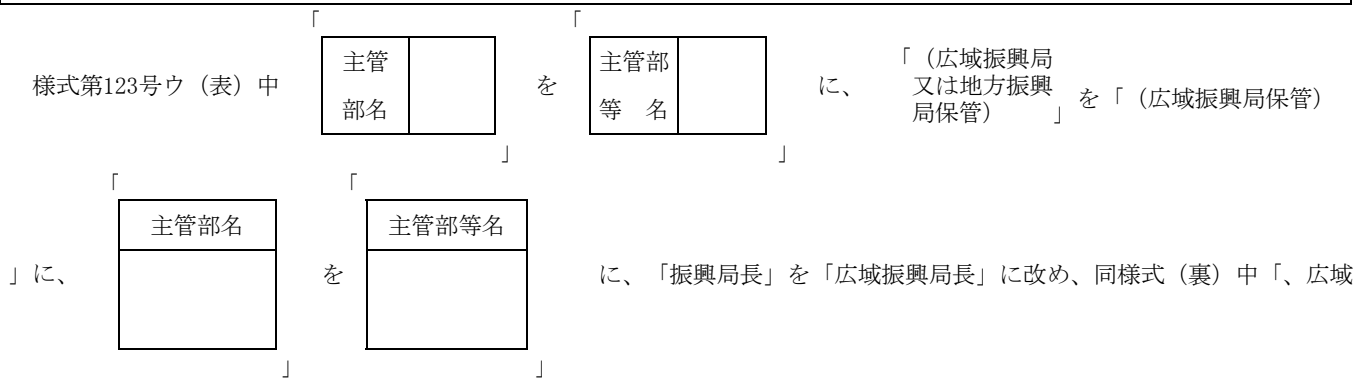
広域振興局長 氏

名印

2 [略]

--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。



振興局総合支局又は地方振興局」を「の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター」に改める

改正前	改正後																												
<p>様式第125号の2（第67条の2関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p> </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第125号の3（第67条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">振興局長 氏</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">名 圖</td> </tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">教 示</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第125号の4（第68条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p> </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	振興局長 氏		名 圖	[略]	教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p>	[略]	<p>様式第125号の2（第67条の2関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p> </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第125号の3（第67条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">広域振興局長 氏</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">名 圖</td> </tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">教 示</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第125号の4（第68条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p> </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	広域振興局長 氏		名 圖	[略]	教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p>	[略]
[略]																													
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p>	[略]																												
[略]																													
[略]																													
[略]																													
振興局長 氏		名 圖																											
[略]																													
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>																												
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p>	[略]																												
[略]																													
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p>	[略]																												
[略]																													
[略]																													
[略]																													
広域振興局長 氏		名 圖																											
[略]																													
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>																												
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p>	[略]																												

[略]

[略]

様式第126号（第68条関係）

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
[略]		盛岡地方振興局税務部（ 税の申告の際に免除申請 をする場合にあっては、 税務部分室） 納税通知書を送付した広 域振興局、広域振興局総 合支局又は地方振興局

2・3 [略]

[略]

様式第126号の2（第68条関係）

[略]

[略]

[略]

振興局長 様

[略]

[略]

1 [略]

2 (A)のうち、この申請を取り扱う広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局に係る課税免除対象バス車両数  
台(B)

3 [略]

[略]

[略]

様式第129号の2（第68条関係）

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第126号（第68条関係）

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

備考1 自動車税の免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分	提出期限	提出先
[略]		盛岡広域振興局県税部（ 税の申告の際に免除申請 をする場合にあっては、 県税部分室） 納税通知書を送付した広 域振興局の県税部、県税 部県税センター、経営企 画部又は経営企画部地域 振興センター

2・3 [略]

[略]

様式第126号の2（第68条関係）

[略]

[略]

[略]

広域振興局長 様

[略]

[略]

1 [略]

2 (A)のうち、この申請を取り扱う広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに係る課税免除対象バス車両数  
台(B)

3 [略]

[略]

[略]

様式第129号の2（第68条関係）

[略]

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第130号ア (第68条関係)

[略]
[略]
振興局長 氏 名 印

[略]

様式第130号イ (第68条関係)

[略]
振興局長 印

[略]

様式第130号ウ (第68条関係)

[略]
振興局長 印
[略]

[略]

様式第130号エ (第68条関係)

[略]
振興局長 氏 名 印
この証明書は、継続検査又は構造等変更検査を受ける際に使用するものですから、自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

様式第131号 (第69条関係)

[略]
[略]
振興局長 氏 名 印
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、 <u>広域振興局総合支局若しくは地方振興局</u> で納めてください。
[略]
[略]

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定に

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第130号ア (第68条関係)

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 印

[略]

様式第130号イ (第68条関係)

[略]
広域振興局長 印

[略]

様式第130号ウ (第68条関係)

[略]
広域振興局長 印
[略]

[略]

様式第130号エ (第68条関係)

[略]
広域振興局長 氏 名 印

様式第131号 (第69条関係)

[略]
[略]
広域振興局長 氏 名 印
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u> で納めてください。
[略]
[略]

1 この処分に不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定に

教 示	より、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

[略]

様式第132号（第70条関係）

[略]
_____ <u>振興局長</u> 様
[略]
[略]

[略]

様式第133号（第70条関係）

	[略]
[略]	
[略]	
	<u>振興局長</u> 氏 名 圖
[略]	

[略]

様式第150号（第78条関係）

[略]
_____ <u>振興局長</u> 様
[略]

[略]

教 示	より、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

[略]

様式第132号（第70条関係）

[略]
_____ <u>広域振興局長</u> 様
[略]
[略]

[略]

様式第133号（第70条関係）

	[略]
[略]	
[略]	
	<u>広域振興局長</u> 氏 名 圖
[略]	

[略]

様式第150号（第78条関係）

[略]
_____ <u>広域振興局長</u> 様
[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則様式第5号アから様式第5号クまで及び様式第8号アから様式第8号キまでの様式は、この規則の施行の日以後に交付する納付書等について適用し、同日前に交付した納付書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式（様式第8号アを除く。）による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。